

平成25年(ワ)第46号 福島原発・いわき市民損害賠償請求事件
原 告 武田 悅子 ほか821名
被 告 国・東京電力株式会社

準備書面 (16)

2014(平成26)年10月29日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	小	野	寺	利	孝	代
同	廣	田	次	男	代	代
同	清	水		洋	代	代
同	米	倉		勉	代	代
同	笛	山	尚	人	代	代
同	渡	辺	淑	彦	代	代
同	坂	田	洋	介	外	代
同	鳥	飼	康	二		

被告東京電力準備書面（4）について、以下のとおり、反論する。

1. 「中間指針等の審議経過が相当」との主張（準備書面（4）第4・2（1））に対する反論

原告ら準備書面（15）・3で述べたとおり、いわゆる自主的避難等対象者に対する賠償額の審議過程において、客観的事実や法理論に基づく丁寧な議論は交わされていない。

すなわち、審査会議事録（原賠審HP：原子力損害賠償紛争審査会（第18回）議事録参照）によると、原賠審・能見会長は、「それでは、そういうことを考慮して、幾らぐらいがいいのかということでございます。これ、理論的にはあんまり関連がないんですけど、避難指示によって避難されている方々の場合には、初期6カ月分が20万円でしたっけ。それで、その後5万円ということで、その場合には、12月までの金額というのは、そういう基準のもとで決まりますが、先ほど賠償の理由が少し違うという話をしたので、ちょっと矛盾しているかもしれませんけれども、一方で、そういう金額もにらみながら、自主避難、滞在者についての損害額というのもある程度考えなくてはいけないということもあるかもしれません。何か賠償額についての考え方というのがあれば。」と議論の口火を切り、その後、「なかなか決めにくいし、いろいろ状況も流動的でもあり、この場でもって金額について、そんなに根拠が明確に詰められるわけでもないので、もし皆さんのはうからご意見が出なければ、それなりに皆様の意見をそんたくしてと言うと僭越かもしれませんけれども、ここら辺であつたら消極的な人も積極的な人も合意できそうな額というので、私が一つ提案させていただくということも考えられます。」と述べている（下線引きは代理人）。

このような審議過程に照らすと、「中間指針等の審議過程が相当である」との主張は、およそ成立しない。

2. 「中間指針等の賠償基準が合理的」との主張（準備書面（4）第4・2（2））

に対する反論

(1) 健康リスク

被告東京電力は、 I C R P が提唱する緊急時被ばく状況の参考レベルのうち、安全性の観点から最も厳しい値（年間 20 ミリシーベルト）を採用している旨主張している。

しかし、①原告ら準備書面（4）第1で述べたとおり、 I C R P (2009) の P u b l i c a i t i o n 1 1 1 (甲A24) では、事故が収束した後の「現存被ばく状況」においては、「年間 1 ~ 20 ミリシーベルトの下方部分から選定すべき」とされていること、②被告国は、2011年12月に「事故終息宣言」を出したこと、に照らせば、「安全性の観点から最も厳しい値」とは、論理的に、年間 1 ミリシーベルトになるはずである。

また、被告東京電力は、被ばくによる発がんリスクは積算 100 ミリシーベルトで 0.5 % 増加するが、年間 20 ミリシーベルトは 5 分の 1 の厳しい基準であり、他の発がん要因によって隠れてしまうなどと主張している。

しかし、「被ばく線量年間 20 ミリシーベルト」の意味するところは、「5 年間居住すると、放射線被ばくによって、 10 万人中 500 人が、がんになる」ということである。発がんという結果の重大性に照らせば、 10 万人中 500 人という確率は、決して無視できる値ではない（福島大学放射線副読本研究会編「放射線被ばくの問題を考えるための副読本(甲A67)」21 頁以下も、「0.5 % だから大したことない」「放射線よりもタバコや自動車事故の方が危険だ」などの考え方に対し、疑問を呈している。）。

以上のように、「本件事故による健康被害リスクは十分に低い」などという被告東京電力の主張は、およそ成立しない。

(2) 政府の避難指示

政府や自治体による避難指示があれば、損害賠償は当然認められることになるが、一方、避難指示がなかったからといって、論理的に、損害賠償を否定することにはならない。

避難指示の基準として、年間20ミリシーベルトの被ばく線量があげられているが、年間20ミリシーベルト以下であっても、健康リスクは存在するのであるから、避難指示がなかったとしても、種々の損害（避難に伴う損害、滞在に伴う損害）は発生し、その責任は、被告らが負わなければならないのである。

（3）裁判例の検討

被告東京電力は、審査会で提示された裁判例は、原発事故における損害賠償においても参考となり、その賠償水準は、概ね5万円から20万円程度である旨主張している。

確かに、第17回審査会において、委員に対し、裁判例が配布されている。

しかし、同審査会において、田口原子力損害賠償対策室次長が裁判例の概要を読み上げただけで、委員の間で、裁判例の内容について、議論がされた形跡はない（原賠審HP：原子力損害賠償紛争審査会（第17回）議事録参照）。続く第18回審査会においても、委員の間で、裁判例の内容について、議論がされた形跡はない。

原告ら準備書面（15）・3（3）で述べたとおり、第18回審査会において、能見会長が「……これ、理論的にはあんまり関連がないんですけど、避難指示によって避難されている方々の場合には、初期6カ月分が20万円でしたっけ。……ちょっと矛盾しているかもしれませんけれども、一方で、そういう金額にもらみながら、自主避難、滞在者についての損害額というのもある程度考えなくてはいけないということもあるかもしれません。」と発言しているように、いわゆる自主的避難等対象者に対する賠償水準は、裁判例との比較ではなく、避難者に対する慰謝料を参考にして決められた。そして、避難者に対する慰謝料も、裁判例との比較ではなく、自賠責保険の基準を参考にして決められた。

以上のように、「裁判例を参考にして賠償水準が決められた」という事実は、全く存在しない。

（4）避難者との比較

被告東京電力は、いわゆる自主的避難等対象者に対する賠償水準は、避難者

に対する慰謝料との対比で考えた場合においても均衡を失するものではない旨主張している。

しかし、原告ら準備書面（15）・3（3）で述べたとおり、比較対象となつた避難慰謝料は、被害実態を踏まえたものではなく、自賠責の傷害慰謝料自体に明確な根拠がないなど論理的な矛盾点を抱えているから、避難慰謝料との比較によって、いわゆる自主的避難等対象者に対する賠償水準を正当化・合理化することはできない。

3. 「平成24年8月末」の位置付け（準備書面（4）第4・3（3））に対する反論

（1）はじめに

被告東京電力は、いわゆる自主的避難等対象者に対する賠償の終期を平成24年8月末とすることの理由として、自治体による住民の放射線被ばくに対する恐怖・不安感を軽減する取組みが進展し、放射線被ばくに対する不安も一定の解消に向かっていることをあげている。

しかし、以下のとおり、政府・自治体等によるリスクコミュニケーション¹は、成功しておらず、また、リスクコミュニケーション成功の鍵となる信頼感が一貫して欠如しているため、今後も、成功する見込みは乏しい。

（2）リスクコミュニケーションの実施

本件原発事故以来、政府は、様々な方法で、放射線被ばくに関するリスクコミュニケーションを実施してきた。たとえば、消費者庁は、平成23年5月～平成26年9月まで、全国各地で、計240回を超える説明会（シンポジウム）を開

¹ リスクコミュニケーションとは、リスクの伝え方であって、リスクそのものではない。すなわち、リスクコミュニケーションの実施・成否と、実際のリスクの有無・程度とは、論理的に関係はない。

また、本件原発事故における損害は、放射線被ばくに対して深刻な恐怖感・不安感を抱いていることのほか、被ばくしたこと自体による損害、地域社会が変質してしまったことによる損害など、多種多様なものによる複合被害であるから、リスクコミュニケーションが成功すれば損害は消滅する、という単純なものではない。

催し、「食品と放射能Q&A（第8版）」をHP上で無料配布している。

また、文部科学省は、教育現場向けに「小学生のための放射線副読本」、「中学生・高校生のための放射線副読本」を作成し、教師用の解説本も配布している。

さらに、復興庁ほか10省庁は、連名で、「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」（平成26年2月）を発表し、リスクコミュニケーションの強化等を訴えている。

（3）住民の意識

ところが、住民調査結果によると、本件原発事故以来政府が主導してきたリスクコミュニケーションは、功を奏していないことが明らかとなっている。

たとえば、福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターが実施した「県民健康管理調査」「こころの健康度・生活習慣に関する調査」によると、平成23年度（甲A68）と平成24年度（甲A69）を比較すると、「放射線の健康影響についての認識」について、（若干の低減傾向はあるものの）大きな差は見られなかった。すなわち、平成23年度（集計対象期間：平成24年1月30日～平成24年6月30日、有効回答7万39人）では、「急性の健康障害」について、4段階評価（可能性が「非常に高い」から「極めて低い」の順）では、6.7%、7.9%、19.8%、65.5%であったが（甲A68：88頁）、平成24年度（集計対象期間：平成25年2月7日～平成25年10月31日、有効回答5万5062人）では、9.0%、10.1%、22.8%、58.1%であった（甲A69：47頁）。同様に、「後年に生じる健康障害」では、平成23年度では、24.7%、22.9%、29.8%、22.9%であったが（甲A68：89頁）、平成24年度では、19.1%、20.2%、29.9%、30.8%であった（甲A69：47頁）。同様に、「次世代以降への人への健康影響」では、平成23年度では、34.6%、25.3%、24.5%、15.8%であったが（甲A68：90頁）、平成24年度では、24.9%、23.2%、28.0%、23.9%であった（甲A69：47頁）。

また、消費者庁が実施した「食品中の放射性物質等に関する意識調査」（甲A

70)によると、約5000人を対象としたインターネットによる意識調査（第1回：平成25年2月、第2回：平成25年8月、第3回：平成26年2月、第4回：平成26年8月）においても、放射線リスクに関する意識に変化は見られなかった。すなわち、「小さなリスクでも受け入れられない」と回答したのは、順に、16.6%→18.9%→16.4%→21.0%であった（甲A70：14頁）。同様に、「食品の購入に際して産地を「気にする」又は「どちらかといえば気にする」と回答したのは、68.2%→68.2%→65.7%→70.0%であり（甲A70：10頁）、「福島県産品の購入をためらう」と回答したのは、19.4%→17.9%→15.3%→19.6%であった（甲A70：13頁）。

（4）放射線被ばくの特徴

「リスク認知」を専門とする心理学者の中谷内一也（同志社大学心理学部）は、様々なハザードに対する人々のリスク認知は、大きく2つの因子（「恐ろしさ因子」「未知性因子」）によって決定されることを紹介した上、福島原発事故に対するリスク認知は、2つの因子のいずれにも良く当てはまると論じている（甲A71：56頁以下）。すなわち、「恐ろしさ因子」を構成する8つの要素について、①（制御が困難）巨大津波に襲われて炉心融解という深刻な事故発生を抑えられなかつたし、事故発生後も全電源喪失により核燃料の冷却ができず、それが事故後数日間続いて被害を発生させたこと、②（恐ろしさ）原子炉の建て屋の水素爆発や火災の様子が放映され、どうしたって恐ろしいという感情を抱くこと、③（帰結の致死性）今回は免れたものの、施設の爆発や高線量放射線被曝はそこにいる人を死に至らしめる潜在力があること、④（世界的な惨事の可能性）放出された放射性物質は遠くにまで汚染地域を広げたこと、⑤（リスク削減の困難性）事故の収束には数十年単位の長い時間を要すること、⑥（将来世代への影響）とくに子どものへの放射線の影響が懸念されていること、⑦（非自発性）福島県民にとってあえて被曝線量の高い地域での生活を選んだのではないこと、⑧（不平等）東京を含めた首都圏への電力供給のために被害を被ったことなど、いずれも良く当てはまる。また、「未知性因子」を構成

する4つの要素について、⑨（観察が不可能）放射線は見たり聞こえたりするものではないこと、⑩（さらされていることの理解困難）リスクにさらされても影響の有無を感じることができないこと、⑪（影響の晚発性）発がんのような影響はただちに現れるのではないこと、⑫（新しいリスク）施設敷地外の一般市民が大気や食品、水道水中の放射性物質を気にしなければならない事態は初めてであることなど、いずれも良く当てはまる。

このように、放射性被ばくは、様々なハザードの中で特殊な部類に属するため、それに対する恐怖感や不安感をリスクコミュニケーションによって解消することは、そもそも、不可能ないし著しく困難なのである。

（5）信頼の欠如

リスクコミュニケーションには、リスクマネジメント組織に対する信頼が大きな影響を及ぼす、すなわち、リスクマネジメント組織に対する信頼が低いほど、そのハザードに関する不安は高くなり、信頼が高ければ、不安は小さくなることが実証的研究によって明らかにされている（甲A72）。

ところが、福島原発事故におけるリスクマネジメント組織（被告東京電力、被告国など）は、住民から信頼を得ていないとの実証的研究報告がある（甲A73）。同報告によると、評価対象組織（原子力安全・保安院、食品安全委員会、気象庁気象研究所、東京大学地震研究所、東京電力、関西電力、JR東日本、JR西日本）について、インターネット調査によって、2011年4月（回答者1030名）および2012年4月（回答者649名）に調査したところ、被告東京電力および原子力・安全保安院は、他のすべての組織と比較して、有意に信頼が低いことが確認された（2011年調査…東京電力：1.59、原子力・安全保安院：1.64、JR西日本：2.23、食品安全委員会：2.25、地震研究所：2.54、関西電力：2.61、JR東日本：2.75、気象研究所：2.91）。そして、2012年になっても、被告東京電力および原子力・安全保安院の信頼は全く回復していないことも確認された（2012年調査…東京電力：1.51、原子力・安全保安院：1.59、JR西日本：2.25、食品安全委員会：2.21、地震研究所：2.59、関西電力：2.12、JR東日本：2.72、

気象研究所：2.96)。

また、被告東京電力や国の信頼が低いことは、本件原発事故以前から指摘されていた。すなわち、篠原邦彦（日本原子力研究開発機構研究主席）は、福島原発事故直前にまとめられた報告の中で、「原子力が嫌われるという原因のひとつはやはり事業者の信頼感の問題があると思います。もちろん、政府の信頼性っていうのもあって、国民から見たときに両方があまり信頼されていない、事故隠しとかが繰り返されていると、そういうことが原子力に対する不信感を醸成してしまったんじゃないかと反省しています。」と述べていた（甲A74：207頁以下）。

このように、本件原発事故の前後を通じて一貫して、リスクマネジメント組織に対する信頼が欠けており、今後も回復する見通しが乏しい状況において、リスクコミュニケーションが成功すること（住民の不安を解消すること）は、全く期待できないのである。

4. まとめ

以上のとおり、被告東京電力の主張は、審議の経過、その実体的内容の妥当性、さらにはリスクコミュニケーションのあり方といいういづれの観点からも問題が大きいから、同主張は、いずれも失当である。

以上